

平成 1 8 年度  
第 2 回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

と き：平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日（金）

ところ：高松市庵治支所 1 0 5 会議室

平成18年度  
第2回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

1 日時

平成18年11月17日（金） 午前9時58分開会・午前11時25分閉会

2 場所

高松市庵治支所 105会議室

3 出席委員 13人

会 長	上北 東太郎	委 員	高橋 昭美
副会長	岡田 耕之介	委 員	平田 フサ子
委 員	浦 芳樹	委 員	増田 富子
委 員	小磯 治雄	委 員	三好 治
委 員	嶋野 勝路	委 員	村井 雅子
委 員	新上 隆司	委 員	森岡 美佐子
委 員	高砂 正元		

4 欠席委員 2人

委 員	岡田 賢	委 員	長尾 榮治
-----	------	-----	-------

## 5 行政関係者

高松市長	増田 昌三	企画財政部長	岸本 泰三
市民部長	香西 信行	企画財政部次長	企画課長事務取扱
市民部次長	地域振興課長事務取扱		加藤 昭彦
	久利 泰夫	企画課長補佐	秋山 浩一
地域振興課主幹	村上 和広	企画課企画担当課長補佐	
地域振興課長補佐	加茂 富義		板東 和彦
地域振興課主任主事	山本 麻美	企画課企画員	三好 健
		企画課主任主事	佐野 健市

保育課長補佐	田中 克幸	土木部次長	道路課長事務取扱
農林水産課長	川西 正信		稲垣 基通
都市計画課交通政策室長	稲葉 秀一	道路課長補佐	川東 敬幸
公園緑地課長	氏部 幸男	河港課長	白井 秀憲
公園緑地課主幹	三野 和雄	文化部次長	文化振興課長事務取扱
公園緑地課長補佐	宮脇 雅彦		川崎 正視

## 6 事務局

庵治支所長	梶河 正孝	管理係長	島野 學
支所課長	白井 文夫	主査	多田 安寛

## 7 オブザーバー

高松市議会議員	高砂 清一
---------	-------

## 8 傍聴者 4人

平成18年度第2回高松市庵治地区地域審議会次第

日時 平成18年11月17日(金)

午前10時

場所 庵治支所 105会議室

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針について

4 その他

5 閉会

午前 9時58分 開会

## 会議次第 1 開会

○事務局（島野係長） それでは、ただいまから平成18年度第2回高松市庵治地区地域審議会を開会いたします。

委員皆様方には、何かと御多忙中のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、本地域審議会の委員変更の御報告と新しい委員を御紹介いたします。

去る7月21日付けで、藪淳子委員から辞任届が提出され、これを受理いたしました。

これを受けまして、合併後の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映させるという、この地域審議会制度の趣旨を踏まえ、新しく森岡美佐子氏に委員をお願いすることとし、8月11日付けで委嘱をさせていただいたところでございます。

それでは、御紹介いたします。

森岡美佐子委員でございます。（森岡委員自席で起立の上、会釈）

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、岡田賢委員、長尾榮治委員が所用のため、欠席されております。

また、オブザーバーとして、高砂高松市議会議員に御出席をいただいておりますことを御報告申しあげておきます。

ここで、増田高松市長からごあいさつを申しあげます。

○増田市長 おはようございます。

本日は、皆様方、何かと御多用の中を、平成18年度第2回高松市庵治地区地域審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

月日の経つのは早いもので、合併後、早やもう10か月余りが経過いたしております。この間、市民生活におきまして、文化、スポーツ、観光を始め、様々な分野で市民の多様な交流の輪が広がり、新しいまちづくりが着実に一つの形となりつつあることを実感いたしておるところでございます。これも、委員皆様方始め、市民各位の御理解、御協力のたまものと、厚く御礼を申しあげる次第であります。

さて、御当地庵治地域を始めとする合併町地域のまちづくりにつきましては、合併によるまちづくりのマスタープランであります建設計画の実現を図るため、今後、特に重点的に実施しようとする事業を始め、特色ある事業を実施計画として取りまとめるべく、当面、

来年度事業に向けた要望等の取りまとめを当審議会にお願いしたところでございます。

本日は、先般、当審議会から御提出をいただきました要望等に対する今後の対応方針等について、御審議をいただくこととなっておりますが、委員の皆様方には、率直な忌憚のない御意見を賜りますよう、お願いを申しあげる次第であります。

なお、終わりに臨み、私事ではありますが、この場をお借りして一言ごあいさつを申し上げます。

私、去る9月市議会におきまして、来期の市長選挙には出馬せず、今期をもって市長職を退くことを表明させていただきました。

最近の市政の状況は、長年の懸案でありましたこの市町合併が一段落いたしましたこと、そして、新高松市総合計画が平成20年度開始に向けて、今、検討されておることなどを考えますと、現在、今、市政の大きな節目、転換期を迎えておると存じます。

振り返りますと、3期12年の長きにわたりまして、私が県都、中核市の市長として職務を全うすることができ、また、本市の歴史を刻む市町大合併を実現することができましたのも、ひとえに市民皆様方の絶大なる御支援、御協力のたまものでございまして、この点、心より厚く御礼を申しあげる次第であります。

なお、残された在任期間中は、これまで同様、全力を挙げて直面する市政の課題に取り組み、とりわけ、合併した各地域との一体化がより円滑に進むよう最大限の努力を傾注してまいりたいと存じております。

委員皆様方には、どうか引き続き、新高松市の更なる発展のため、格別の御理解と御尽力を賜りますよう心よりお願いを申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。

今日は、ありがとうございました、

○事務局（島野係長） ありがとうございました。

次に、上北会長からごあいさつを申し上げます。

○上北会長 おはようございます。

本日は、委員皆様方を始め、行政関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、平成18年度第2回高松市庵治地区地域審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の議題は、「平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針について」でございます。

これは御承知のとおり、平成18年度第1回高松市庵治地区地域審議会でも事業化等要望の取りまとめの依頼を受け、その後、本地域審議会でも意見集約を図りまして、去る8月1

日付けで高松市長様に提出したものでございます。本日は、それぞれ要望に即した項目に対して、各担当部署の考え方、また、今後の対応方針について、御説明をいただくことになっております。当局には、事案に対し、組織全体で対応する中で、前例踏襲や縦割り行政でなく、より柔軟な姿勢で事業実施に向けた積極的な回答をお願いする次第でございます。

先ほども増田市長様より退任のごあいさつがございましたが、本地域審議会の各事業計画等が、今後とも、円満に次の市長様に受け継がれることを心よりお願いを申しあげまして、甚だ簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局（島野係長） ありがとうございました。

増田市長には、所用のため、これをもちまして退席させていただきますので、御了承のほど、お願い申し上げます。

[増田市長退席]

○事務局（島野係長） それでは、以降の進行につきましては、本地域審議会に関する協議第7条第3項の規定により、上北会長に会議の議長をお願いいたします。

○議長（上北会長） 本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくをお願い申し上げます。

本日の出席委員は、本地域審議会の規定に定める半数以上の13名でございますので、会議として成立しております。

## 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（上北会長） それでは、会議次第の2、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録署名委員は、本地域審議会の名簿順をお願いしております。本日の会議録署名委員には、高橋昭美委員さん、平田フサ子委員さんのお二人をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

## 会議次第3 議事

### 平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針について

○議長（上北会長） それでは次に、会議次第3の議事に入らせていただきます。

「平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針について」を議題といたします。

各事業の対応方針の説明に入ります前に、企画課から、本日の地域審議会開催の趣旨等について説明を行いたいとの申出がありますので、まず、加藤企画財政部次長から説明をお願いいたします。

加藤企画財政部次長。

○加藤企画財政部次長 企画財政部企画課の加藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

要望等に対します各部局の対応方針を御説明させていただきます前に、まず、私の方から、今回、本年度第2回目の地域審議会の開催をこの時期をお願いいたしました趣旨などにつきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

平成19年度の建設計画の実施計画の調整に当たりましては、住民の皆様の御意見、御要望等を反映するために、この地域審議会から要望書を提出していただいたところでございます。

御承知のように、高松市では10月から本格的に来年度予算の編成作業に取り掛かっておりますが、このスケジュールを申しあげますと、10月から編成作業に取り掛かりまして、市内部での調整を経て、来年の2月下旬に予算の議案として市議会へ提出し、公表するということになっております。このようなスケジュールの中で、どの時点で要望事項に対する考え方をこの地域審議会に対してお示すべきかということを検討してまいりましたが、予算が確定した後に事後報告という形で御説明するのではなくて、確定する前の早い段階で、要望事項に対する考え方なりを示すべきではないかというふうに考えました。

このようなことから、今回、予算の編成作業を行っている段階で、要望に対する各部局の対応方針を御説明させていただき、それに対して委員の皆様の御意見をお聞きする場を持つのが良いのではないかとということで、この時期に地域審議会を開催していただいたところでございます。

最終的に予算化されるかどうかにつきましては、全市的な予算編成の過程の中で、精査、検討し、決定をするということになりますが、まずは、現時点での各部局の対応方針を御説明させていただくため、地域審議会をこの時期に開催していただいたということでございまして、この点、御理解を賜りたいと存じます。

以上が、開催趣旨等につきましての説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。



本日の議事の進め方といたしましては、その要望に係る対応方針について、委員の皆様にお配りしております、A3判の資料、「平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針」に沿って、二つの事業項目ごとに説明をいただき、その都度、御意見、御質問をお受けしたいと思っております。

なお、一つの担当部署で複数の要望がある場合につきましては、続けて説明をお願いいたします。また、時間の関係もございますので、質問、答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、道路課から説明をお願いいたします。

道路課関係は、4項目でございますので、まず、No.1「高橋改修事業または新規路線計画の策定」、No.5「市道才田谷線道路改良事業」について、説明願います。

○稲垣土木部次長 道路課の稲垣でございます。よろしく申し上げます。

それでは、上のNo.1「高橋改修事業または新規路線計画の策定」につきまして、御説明させていただきます。

高橋を含めました道路整備は、庵治町、牟礼町との地域間交流を促進する上からも重要と考えております。このため、既存道路の交通渋滞の原因など、高橋を中心に牟礼周辺の国道、県道を含めた広範囲な交通現況分析および将来交通流量などの調査が必要ですので、平成19年度に国、県と連携の下、交通量調査を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、No.5「市道才田谷線道路改良事業」の交差点改良でございますが、現地調査をしましたところ、通行の安全確保を図る観点からも交差点改良は必要と思われるので、地元自治会を始め、幼稚園、水利関係者等と協議を行い、実施に向けて改善策を検討してまいりたいと存じます。

協議の結果、関係者全員の同意、合意形成が得られれば、道路課作成の所定の要望書、関係者が署名、捺印したものを提出していただくということになります。その後、要望書を受領後に測量、設計、登記関係等の手続きを終えてから工事着手となりますので、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました「高橋改修事業または新規路線計画の策定」、「市道才田谷線道路改良事業」について、御質問、御意見等がございましたら、御発言願います。

特に御質問等無いようですので、No.1「高橋改修事業または新規路線計画の策定」、No.

5 「市道才田谷線道路改良事業」については、これで終わります。

続いて、No.6 「市道丸山湯谷線道路改良事業」、No.8 「市道庵治中央線道路改良事業」について、引き続き道路課から説明願います。

○稲垣土木部次長 引き続きまして、道路課から説明させていただきます。

まず、「市道丸山湯谷線道路改良事業」の用地購入、実施設計でございますが、本計画路線は、県道高松牟礼線に接続することや、合併前に作成した概略設計を基に県や警察と交差点協議を行い、最適な道路線形を決定していく必要がございます。そして、その協議が調った後、土地所有者、関係者へ説明し、同意が得られるようであれば、詳細設計、土地分筆登記、所有権移転登記を行うこととなります。内容につきましても、その都度、説明会を開き、その中で合意形成を図ってまいりたいと存じます。

なお、本路線につきましては、請願道路としての取扱いとなりますので、地元代表者を決めていただくとともに、関係者への周知、調整を行っていただくこととなります。承諾がいただければ、19年度に詳細設計に着手したいと考えておりますので、事業推進に御協力いただきますようお願いいたします。

続きまして、「市道庵治中央線道路改良事業」の井谷地区の水路の暗きょ化または待避所の設置でございますが、水路の暗きょ化を進めるためには、地先土地所有者、水利関係者の同意が必要でございます。関係者の同意が得られるようであれば、道路課作成の所定の要望書、関係者が署名、捺印したものを提出していただくこととなります。

今後、土地関係者など全員から同意のあった要望書を受け、測量、設計や登記関係等の手続を終え、工事に着手することとなります。事業実施に当たっては、御協力のほど、よろしく願います。

以上です。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました、「市道丸山湯谷線道路改良事業」「市道庵治中央線道路改良事業」について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

特に御質問等無いようですので、No.6 「市道丸山湯谷線道路改良事業」、No.8 「市道庵治中央線道路改良事業」については、これで終わります。

続いて、No.2 「防潮対策」、No.3 「漁港の整備」について、河港課から説明願います。

○白井河港課長 河港課の白井でございます。よろしく願います。

それでは、2番目の「庵治漁港の防潮堤の設置」でございますが、地域防災の観点、そ

れから、緊急性を十分検討いたしました結果、平成19年度から国の補助採択を得て、工事に着手したいと考えております。

それから、3番目、「庵治漁港の浚渫」でございますが、漁協からの要望もあり、事前調査した結果、浚渫が必要であるということで、これも平成19年度に工事に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました、No.2「防潮対策」、No.3「漁港の整備」について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

嶋野委員。

○嶋野委員 嶋野です。

先ほど、白井課長の方から防潮対策ということで、平成19年度から国の補助採択を受けてということでございますが、もう既に、国との予算のヒアリングをやっておられると思いますが、この予算措置が付く見込みがあるのかどうか、この点お分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（上北会長） 河港課。

○白井河港課長 防潮堤につきましては、高潮対策として、高松市から2か所要望しております。高松漁港と庵治漁港、どちらも新規でございますので、なかなか国の方も枠がありまして、2か所いっぺんに付くかどうかは分かりませんが、付く見込みでやっております。国の感触としても、ある程度はそういう感触は持っております。

以上でございます。

○議長（上北会長） 続いて御質問ございませんか。

三好委員。

○三好委員 三好です。

久通港の浚渫につきまして、前、漁業組合とか開発組合とかが協議したわけですが、その時、河港課からもお見えいただきとって、浚渫に前向きの姿勢で臨むということでお話を伺ったんですが、いかがですか。

○議長（上北会長） 三好委員に申しあげます。

今は防潮対策、漁港の整備について御質問等を承っておりますので、この事案以外については、その他なんかで御質問をお願いしたらと思っております。

他にありませんか。

他に無いようでございますので、No.2「防潮対策」、No.3「漁港の整備」については、これで終わります。

続いて、No.4「保育環境の整備」、No.9「竜王山公園（仮称）の整備」について、保育課および公園緑地課から説明を願います。

○田中保育課長補佐 保育課田中でございます。よろしくお願いいたします。

保育課の「防犯監視システムの整備について」でございますが、現在、旧高松市の公立保育所は29か所ございますが、不審者対策といたしまして、すべての保育所におきまして、カメラ付きインターホンを設置しております。これにつきまして、犯罪や不審者から児童を守るため、合併町の保育所におきましても、同様にカメラ付きインターホンを設置してまいりたいと考えております。

また、これ以外にも、保育所の安全管理マニュアルを周知するとともに、不審者情報につきましても、随時、掲示をいたしまして、対応をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） 続いて公園緑地課から御説明をお願いします。

○氏部公園緑地課長 失礼します。公園緑地課の氏部でございます。

「竜王山（仮称）の整備」でございますが、19年度に実施、要望する事業といたしまして実施設計、地元の要望を踏まえたものということでございますが、現在、竜王山公園（仮称）につきましては、本年度におきまして、公有財産の購入費、また、測量委託費の予算が承認をされておきまして、現在、用地交渉に向けての前段でございます、農地転用のですね、手続き関係、また、選果場等施設も補助で整備したものが、今、ございますが、この補助事業の残存物件の処分等につきまして、香川県とも、今、調整を行っておりますので、これらの調整が調い次第、用地購入に努めてまいりたいというふうに考えております。

整備内容でございますが、整備に当たりましては、地元のですね、説明会というようなものを開催をいたしまして、御要望をお聞きする中で、平成19年度につきましては、今現在のところは、遊歩道等の整備に着手する計画でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました、「保育環境の整備」「竜王山公園（仮称）の整備」について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

特に御質問等無いようですので、No.4「保育環境の整備」、No.9「竜王山公園（仮称）」

の整備」については、これで終わります。

続いて、No.7「河鵜対策」、その他の要望事項「市有地等の有効活用」について、農林水産課から説明願います。

農林水産課。

○川西農林水産課長 農林水産課の川西です。

「河鵜対策」のうち、継続的なカワウ駆除でございます。

これまで庵治地区におきましては、森林環境だけでなく、特に、漁業に対するカワウの深刻な被害、そういうことから、これに対応することで、合併前の平成17年度、この年度で庵治漁協は、庵治町の支援を受けまして200羽余りのカワウの駆除を行ったところでございます。

また、本年3月に開催されました、第1回の地域審議会での駆除事業の継続要望、更にカワウの行動範囲や繁殖能力等から広域的な対応が必要でございますことから、本年度におきましても、県の助成を仰ぐ中で、引き続きカワウ食害対策事業といたしまして、6月1日から7月30日までの間、庵治漁協と香川県猟友会との連携によりまして、兜島、あるいは鎧島などの広範囲にわたって猟銃による捕獲作業、これ22回にわたりまして実施いたしまして、400羽余りを駆除したところでございます。

平成19年度におきましても、カワウの生態等から、引き続き県と連携いたしまして関係団体の駆除事業を支援してまいりますほか、現在、県が昨年度から進めております被害の実態把握、野鳥の会の協力によります生息場所、羽数の調査などを踏まえまして、来年度中にカワウ対策マニュアルを策定することといたしておりますことから、本市といたしましても、これらに沿って対応してまいりたいと存じておりますが、いずれにいたしましても、カワウ対策は、何分、広域的な取組、これが必要でございますことから、本市といたしましても、一層、県に要望いたしますとともに、特にお願いいたしたいのは、皆様方、関係団体の御協力、あるいは御支援、これを一つ県に向かってでも、県に対し、一つ御要望等を賜りますよう、お願いいたしたいと存じております。

以上でございます。

○議長（上北会長） 続いて、「市有地等の有効活用」について、御説明を願います。

○川西農林水産課長 「市有地等の有効活用」のうち、草、木の処分場所の確保でございます。

お聞きいたしますと、庵治地区では、環境美化の一環といたしまして、毎年10月に道

つくり庵治町一斉清掃を行っております。その際、草や木の集積場所といたしまして、庵治町斎場の北側にごございます元町有林の一部を集積場所として活用してきておるところでございませう。

このようなことからいたしまして、本年度におきましても、庵治校区連合自治会から草、木の集積場所として利用要望を受けまして、本年9月に承認してきたところでごございまして、来年度、いわゆる平成19年度以降におきましても、引き続き同地を集積場所として活用していただくという方針でごございませう。

以上でごございませう。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました、「河鵜対策」「市有地等の有効活用」について、御質問、御意見がございまして、御発言願ひませう。

嶋野委員。

○嶋野委員 嶋野です。

ただいまカワウ対策ということで説明いただきましたが、これまで2か年にわたりまして、庵治漁協が町の補助、また、本年度は市の補助を得て駆除をやっておるわけでごございませうが、恐らくや鑑島に1,500羽ほどおるのかなと。香川県全域をみますと4,000羽を超えておるような状況で、駆除いたしましても年間だいたい3回ほど産卵するとうようなことでごございませう。滋賀県の琵琶湖、この地域の駆除活動を見ておると、国の予算3,500万ほど投じて、毎年3,500羽から4,000羽駆除しておるわけですが、いかんせん3万4000羽から5000羽おるということで、いっこうに減っていないとうようなことご。

県は、それなりに本年度も240万ほどの予算措置を講じておるわけですが、そのうち駆除費が100万とうことで、あと調査費に向けておるとうような状況でごございませう。

市においても、かなり、てこ入れしておるわけですが、一町、一市だけで狭い範囲で取り組んでも、なかなか、この問題は抜本的に解決しないとうようなことごございませう。駆除をしますとその周辺から外へ飛んで行って、そこで生息を続けて、ほとぼりが冷めたら、また帰って来るような状況を繰り返してごございませう。

とういうことから、岡山、香川ならびにこの瀬戸内圏で抜本的に駆除をしていくとうようなことご、国へ対して予算措置を県ならびに市当局から要望してほしいなど、このように考えておるませうが、いかがでしょう。

○川西農林水産課長 嶋野委員がおっしゃるとおり、カワウにつきましては、中四国、そういう近県、行動範囲、かなりな飛行距離がございます。そういうことで、香川県内でも、いわゆる西から東、これに生息、営巣する、あるいはコロニーで繁殖すると、そういうことでございます。

それと、また、生態からいたしましても、一年中繁殖して産卵をします。それで、一月余りで成鳥になって、飛散して行くと。そういうことでございまして、特に、広域的な取組がこれは必要なことは、もう、御指摘のとおりでございます。ということからいたしましても、高松市あるいは香川県内でも、いろんな、今、生息状況とか羽数調査しております。そのような対策マニュアル等が出てまいりますので、そういうような中を十分私の方も検討いたしまして、こういう対策が必要なぞと、県への要望、あるいは国への要望と、そのようなことについては、今後、内容等を検討しながら要望していくと、そういう考えでいきたいと考えております。

○議長（上北会長） 他に御質問ございませんか。

無いようですので、No.7「河鵜対策」、その他の要望項目「市有地等の有効活用」については、これで終わります。

続いて、その他の要望項目として「県道木田郡北部ルート（仮称）事業」、「庵治文化館の多目的ホールの有効活用」について、都市計画課交通政策室および文化振興課から説明いたします。

都市計画課交通政策室。

○稲葉交通政策室長 失礼します。都市計画課交通政策室稲葉でございます。よろしくお願いたします。

No.1の「県道木田郡北部ルート（仮称）」、いわゆる県道の整備の要望でございますが、これにつきましては、周辺市町も含めた広域的な交流を促し、経済、産業、文化など様々な分野における活性化を図るためには、合併地域を含む本市全域における円滑な道路ネットワークの構築が必要と考えております。

取り分け、庵治町地域は、国道11号、琴電志度線、JR高徳線により、南北交通が遮断されており、南北地域を結ぶ主要な幹線道路が無いことから、生活に不便を来している状況と存じております。

このため、東部運動公園へのアクセス道路、県道高松志度線や高松自動車道へのアクセスする県道三木牟礼線に接続する、いわゆる県道木田郡北部ルート（仮称）構想の推進

を、去る9月28日、香川県市長会議で県に対し、強く要望したところでございます。また、10月19日には、県内8市の保守系議員協議会からも、県知事に対し、同ルート推進の要望を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（上北会長） 続いて、文化振興課。

○川崎文化部次長 文化振興課の川崎でございます。よろしく申し上げます。

「庵治文化館の多目的ホールの有効活用」、これに関して、使用料の免除関係のお話でございますけれども、石のさとフェスティバルは、同フェスティバル運営委員会と本市との共催事業であったことから、市が主催する事業との位置付けで使用料をとらないということにしたものでございます。

庵治文化館を使用する際には、条例に基づく使用料を使用者に納めていただくということが原則でございます。また、営利目的での利用の場合は、条例の規定により、3倍の料金を徴収するということになってございます。庵治文化館に限らず、市内の同様の施設では、一般の利用に際して、その使用料を減免することは無く、原則として、使用者が使用目的に応じて納めていただくということになっております。

なお、庵治文化館の今後の活性化についてでございますけれども、文化館の設置目的に沿った中で、地元まちおこし会との連携、協働を図りながら、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（上北会長） ただいま説明のありました、「県道木田郡北部ルート（仮称）事業」「庵治文化館の多目的ホールの有効活用」について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

特に無いようですので、その他の要望項目「県道木田郡北部ルート（仮称）事業」「庵治文化館の多目的ホールの有効活用」については、これで終わります。

以上で、会議次第3「平成19年度建設計画実施計画に関する要望に係る対応方針について」は、終了いたします。

#### 会議次第4 その他

○議長（上北会長） 続きまして、会議次第4の「その他」ですが、せっかくの機会でございますので、委員さんの方で何かございましたら、御発言願います。

三好委員。



○三好委員 三好です。

先ほども、ちょっと申しましたけれども、この屋島との間を浚渫していただきたいというところで、漁業組合、それから屋島漁協、開発組合、それから、それに関連する業者等が寄りまして、浚渫をお願いしたいというような要望を出しとんですが、それはお聞きになっとんですか。

○議長（上北会長） お答えできる方がございましたら、御返答をお願いいたします。

○白井河港課長 河港課の白井でございます。

今の三好委員さんのお話でございますけれども、久通港の浚渫の関係ですよね。それにつきましては、要望書もいただいておりますし、それについて、久通港だけでなく、外の港湾とか漁港の浚渫してほしいという要望がたくさんまいっております。

それで、ただ、その実態といいますか、現状の把握ができておりませんので、調査をしてですね、現状、どれくらい浅くなっているか、どれくらい緊急度があるか、その辺をちょっと調査させていただきまして、計画的に浚渫していきたいと考えております。ただ、それ以上のことは、ちょっとこの場では、お答えできませんけれども、そういう計画的にしたいと、どこを先ずるとかというのがこれからの話になりますので、調査をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（上北会長） どうもありがとうございました。三好委員さん、よろしいですか。

三好委員。

○三好委員 いろいろと御検討いただきたいという形をお願いしとんですが、こういう、この審議会等につきまして、御回答いただけるんでないかという期待をしとったんですがけれども、今、課長の方からお話ございましたように、検討中だということでございます。

全般的に、浚渫とかいろいろな問題が起こってきとると思いますけれども、できるだけ、困つとる所を優先的にお考えいただきたいということで、質問を終わります。

○議長（上北会長） 他に御意見ございませんか。

平田委員。

○平田委員 平田です。

庵治支所の2階の空き室利用を、各種団体に開放していただけませんでしょうか。

○議長（上北会長） お答えできる方。はい。よろしく申し上げます。

○久利市民部次長 地域振興課の久利と申します。

ただいまの御質問でございますが、各種団体のいわゆる活動スペースということでございますので、これまでの事例としましては、牟礼支所において、いわゆる団体共有の、共通のですね、活動スペースとして、机、いす等を置いて、ある程度、弾力的に使えるような使用例もございますので、その辺は支所と御相談をいただいたらと思いますので、私どもの方からもそのようなことを申し添えておきますので、よろしくお願いします。

○議長（上北委員） 平田委員。

○平田委員 どうもありがとうございました。

もう一つ、お願いします。

また、それにちなんで、備品の貸出しなんですけど、支所での手続で備品を借りられるようなこともできませんでしょうか。

○久利市民部次長 備品と申しますと、具体的にどういうものを指しておられるんでしょうか。

○平田委員 机とかいすなんかです。何か行事するとき、本当に困るんです。やはり、今まで使わせていただいていたんですけど、ちょっと手続が難しくって、すぐに間に合わないんです。で、あれでしたら、支所での手続で、できますようをお願いしたいんです。

○久利市民部次長 これにつきましては、いわゆる目的外使用ということではありますので、運用については支所とそのあたり御相談ください。特に、この取扱いについては、今のところ、私も定めておりませんので、支所とよくそのあたりは相談しますので、いわゆる地域の方でもどういう形で、どういう使用であれば使いやすいのか、あるいは、どういように使用するのかということは、おまとめいただいて、その上で、私どもその支所と、いわゆる使用許可といった部分についてですね、弾力的な取扱いができるのかどうか、相談をしたいと思います。できるだけ地元の利用ということを前提にですね、有効活用ができるのであれば、そのような方向にいたしたいと思います。

○議長（上北会長） 他に。三好委員。

○三好委員 関連質問でございますが、実は、先般、文化祭をいたしました。それで、机とかいろいろな備品をお借りせないかんということでございますけども、なかなか縦割り行政がきちっとしとるから難しい。手続が本当難しいということを御理解いただかないかんのでないかということで、一つの事業するんでも、大変、お借りするんに苦慮することがございます。そういうことが、きちっと分かりましたので、率直に申しあげておきます。

それから、もう一点申しますが、学校の運動場をお借りせないかんということで、駐車場等で。今度、鍵を開けようと思ったら、鍵が18ぐらいございましたわ。どれがこれやら分からん。ほんで、我々素人では開かないということで、学校関係の人でなかったら開かないというような状態でございます。もう少し簡素化できるように、鍵もうまくだれが使っても開くような状態を作っていたいただきたいということでお願いいたします。

○久利市民部次長 御当地は学校開放のような事業は、まだ。

○平田委員 すいません。ちょっと、それに回答させていただきたいんですけど。庵治町も開放委員会というのができまして、運動場とか体育館なんかは、開放委員会に加入いたしまして、その使用している方が毎月1回寄りまして、調整して使っているんです。

で、やはり、鍵の使用なんですけど、1か所へそれをお預けして、その人に責任を持っていただいて、開放委員会の方へ申請を出せば、そこで借りられて、鍵も開くようになっているんです。

ですから、一応、学校関係のものは、その開放委員会の方へ委託しているんです。それで私たちは、借りております。すいません。

○久利市民部次長 開放委員会の中で、いろいろ御相談もいただきながら、円滑にお願いしたらと思いますので。

○議長（上北会長） 嶋野委員。

○嶋野委員 この本年度の、平成19年度の要望事項に入っていないわけですが、庵治町当時、何回か議会等で、海岸越波対策ということで、灘目地区の越波でございますが、この庵治漁港周辺の防潮対策については、国の予算措置を得ながら、やっていくということでございますが、灘目地区の越波について、何か市の方で検討なされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（上北会長） 御返事できる方。河港課。

○白井河港課長 河港課の白井でございます。

庵治沿岸ですけども、その越波対策については、要望、いろいろな方面からお聞きはしております。ただ、台風時に越波して困るんやとか、そういう台風時だけの対応です、ハード面を整備するということは非常に難しいと考えております。ただ、その中でも、少し潮が高くなって、それから、冬場の風の強いときとか、大型船が通っただけで越波すると、民家の方に潮の被害を被るというようなお話も聞いておりますので。

ただ、建設計画に登載されている事業との関係もございますので、それと、十分現場

も把握できておりませんので、ちょっと現状把握した上で、その調査をしていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（上北会長） 嶋野委員。

○嶋野委員 台風時のみならず、冬場の北西の季節風の強いときに、非常に、満潮時に越波をしているような状況で、台風時は特にひどいわけですが、民家の方まで潮水が掛かっておるといような状況でございます。

町当時に、何回か、町の職員が写真も撮っておって、現状は把握しておるわけですが、合併協議の中で、余り、そのような越波のことも言っておらず、そのまま、うやむやに放置されたような格好になっておるわけですが、非常に灘目地区の住民の要望としては強いわけで、今後、また、市議会の方でも、いろいろ御検討していただいて、また、行政が住民の声を反映していただくように要望をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上北会長） 他に御質問ございませんか。

特に無いようですので、この際、議長の職でございますが、高松市漁港管理条例および道路整備について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、高松市漁港管理条例について、御質問をいたします。

高松市漁港管理条例におけます、庵治町地域の漁港の係船料の取扱いについて、御質問をいたします。

漁港における係船料の取扱いについては、旧庵治町においては、平成13年12月議会において、当時の漁港法の改正に伴い、庵治町漁港管理条例の改正を行い、その中で、プレジャーボート、その他の船舶は係船料を徴収し、漁船については免除することを制度化いたしておりました。また、あわせて、町内に住所を有する者は半額とする旨、規定をいたしておりました。旧高松市においては、合併時において、旧庵治町と同様の条例改正がなされていなかったため、係船料の取扱いについては規定がなく、現在、検討中ということで、両市町間に大きな違いがございました。

そのようなことから、合併協議会において、当時、合併協議会委員でありました、嶋野委員や私の方から、そのことについて、質疑を行った経緯がございますが、具体的に申し上げますが、高松市庵治町合併協議会第3回会議では、高松市漁港管理条例の今後の整備についての考え方について、また、第4回会議では、プレジャーボートに加え、漁船からも係

船料の徴収を検討中であるなど、高松市漁港管理条例の改正内容について、質問を行いました。

さらに、第7回会議、第8回会議におきましては、法制度的な庵治町地域の漁港の係船料の取扱いについて質問を行い、そのときの答弁の内容は、次のとおりでございました。

「基本的に、条例は高松市の漁港条例なら漁港条例一つになります。」と。「一つの中で、庵治町地域の漁港については、従来の制度の規定を盛り込む形になろうかと思えます。基本的には一つの条例の中で、適用する地域が分かれるということになろうかと思えます。」という内容でした。

この答弁に対して、「高松市の条例で保護してくれるのはありがたいけれども、何かうまい話を聞かせてもらって後からはしごを外されるような話にはならんのですわね、間違いないですか。」と、少し言葉が悪いですけど念を押したわけでございます。

これに対して、再度、「一つの条例の中で、高松市と庵治町は併記していく。」との回答でございました。

このような経緯を得て、平成17年2月14日、合併協議会第8回会議において、「庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。」ということで、確認されております。

以上が、今まで合併協議の経緯でございますが、今回、プレジャーボートの所有者が船を更新する際、係船料について、「町内に住所を有する者は半額とする。」との文言が、現在の高松市漁港管理条例には、規定されていないことが判明いたしました。当局に確認するに、条例の中に明記することは適当でないというような回答でございました。その後、担当部署の方から、足を運んでいただいておりますが、この事案が発生するまで、合併協議会での合意事項が実現されていないことを、私自身、承知していませんでした。

一方、合併協議会が発行した合併時における生活情報ガイドブックには、庵治町地域に住所を有する者は半額と明記をしております。ガイドブックはこれです。これには半額と明記しております。

このため、今回の地域審議会できちんとした形で質問し、御説明をいただき、それを記録として保存すべきと判断いたしました。今回、この席をお借りいたしまして、質問をするものでございます。よろしく願いをいたします。

そこで、まず、お尋ねをします。

今回の事態、合併協議と違った対応に至った経緯について、説明をお願いいたします。

河港課長。河港課。

○白井河港課長 河港課の白井でございます。

今、会長さんからおっしゃられました、庵治町のプレジャーボートの係船料の関係でございますけれども、合併協議の中で、高松市庵治町区域内の漁港のプレジャーボート係船料の、庵治町内に住所を有する者は半額とするということについてでございますが、合併協議の中の現行どおりとするということで、高松市の漁港管理条例を改正する手続、それから、中の条文等を整備する中で、その中に、同じ行政区域内で一部分だけを将来にわたってですけれども、特別扱い、いわゆる、するということについては、地方自治法の244条の第3項、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」という規定に抵触するのではないかということで。条例は一本化してはおります。それで、庵治漁港について、この条文以外につきましては、特別扱いといいますか、法的に抵触しないものについては、登載しております。ですから、その一文については、地方自治法に触れるということで記載できませんでした。

それで、今、その分をどうするかということにつきましては、法律の専門家等に協議いたしました結果、合併協議の中で現行のとおりにするということは、庵治町が許可をしておる、合併以前の庵治町が半額と認めて許可をしておる分については、既得権があるだろうと、それは認めなければならないということでございましたので、条例上は認められませんが、その既得権ということに対しまして運用していこうと、既得権を認めて運用していこうということで、現在、今まで庵治町で許可しておった分が、そっくりそのまま、許可申請なりしてきた分については、当時、半額のままで許可しております。

今後、それをどう取り扱うかということでございますけれども、今までの合併協議の経過もございますので、既得権ということは認めてまいりたいと思っておりますけれども、ただ、条例上、公平性の原則といいますか、公平性の観点からいいますと、庵治町自体の、漁港自体の料金も非常に安いし、高松市、旧高松市から見たら非常に公平性に欠けるんでないかということもございまして、人と、基本的に所有者、それから船が換われば既得権は消滅するというような運用をしていきたいということで、現在もそういう運用をしておいております。ただ、今、おっしゃられたように、庵治町の方が船を換える、事前に、そういうお知らせとか、知らなかったということについては、私どもも周知が徹底されていなかったことについては、説明不足であったという認識はしておりますけれども、ただ、公平性からの、今、言いましたように、公平性からの観点から言いますと、それは、高松市と一緒に

するべきでないかということで運用はしております。

以上でございます。

○議長（上北会長） 御質問をいたしますけれども、当初、合併協議会において、先ほど述べたように、庵治町のそういう危惧を懸念して、条例の中でそれらを一つの条例としてとらえていくという御返事を庵治町はいただいていたと思うんです。それと、その条例の取扱いについて、公平、不公平、合併時の条例の、編入合併時においてでもですが、取扱いについて、各町の条例を生かしたまま合併する、したという件もあるやに聞いております。いろいろその地域、地域によって、特性をいかしておいたわけだから、そういったものを住民の権利というものを、やはり、そこでできないのであれば、その当時に、そういうことは、庵治町の現行どおりとするということではできないんだという御返事をいただきましたきっかけですが、我々、協議した内容に若干反するのではないかと。そういうことであれば、事前に合併協議会の時点で、早急に、そういう公有財産の規定に、若干、触れるというのであれば、そういうことを、当然、当時に説明していかなければならないのではないかと。ただ、高松市が条例を作ったけど、肝心なところの庵治町の住民半額言うんは、公平に反するから除けると言うようなことで、条例の制定自体がお約束から外れてしまうということは、今後、いろいろな、これから建設計画の事案がありますが、いろいろな問題ですね、本当に高松市を信用していいのかどうか、本当に危惧するところでもあります。

それで、例えばの例で言うんですが、どうしてその半額という文言が、公有財産の公平な利用ということで、どうしてもそこが抵触するんだということじゃなくて、私自身の考えとしては、やはり、当然、当時しておったように、ああいう市の管理条例も見せていただきましたが、附則のところ、庵治町の区域のものは、なるほど一つとしてあがっておりますが、ただ半額という規定だけを除けておるわけですが。ただ、いろいろそういった面において、もう少し、私自身は条例の組立て方、持っていく方に検討の余地が無かったのだろうか。ああいうような表で歴然と出さなくとも、庵治町の場合に、庵治町の区域内にある漁港は、旧の庵治町条例を例としてですね、それを適用するような文章での表現であれば、どこにもその二分の一というのは出てこないけれども、そら全部を探りますと分かりますけれど、そういう市の条例の中には、言葉で当分の間ということでの表現でいけるのではないだろうか。と申しますのは、過去にですね、港湾法、漁港法の間において、補助金の国の補助率是一緒でありましたけれども、農林水産省の関係の漁港法については、過去に特例法でですね、附則で特例を置いて、附則で当分の間、その漁港に関し

ては、国は二分の一をいただけると。今は、漁港法が改正になりまして、全部文言が変わっておりますけれども、やはり、そういったような、特例措置が取れなかったものかどうか、そういうことについての、文章での表現の検討をいたしたかどうか、ちょっとお聞きしておいたと思います。

○白井河港課長 高松市漁港管理条例は、以前からあったわけですが、それを改正する中で、その辺は十分に庶務課とも協議させていただいた結果、どうしても入れられないということで、こういう条例になったわけでございます。

○議長（上北会長） そちらがそう言うのであれば、これは水掛け論になるんで。我々としては、やはり、もう少し約束を遵守するために、絶対に、絶対ということは僕は無いと思うんです。いろいろ工夫すれば、庵治町を救済する方策も、僕はあるんでないだろうかと。ただ、牟礼町の規定も附則の中に見てみますと、牟礼町は牟礼町のそのままを残してですね、時限立法的な形で規定しておりますわね、附則のところ。占用料とか使用料とか、平成23年までとかいうような規定をしておりますんで、やはり、庵治町もそういう形ですね、庵治町半額ということの言葉を表現しなくても何らかの救済措置はあったのではないかと。市の方は、皆、英知を集めて検討した結果、法制執務の関係者がやったんだろうと思うんですが、やはり、そういう方法があるんでないか。今後とも、やはり、私が聞いておりますのは、それを遵守するために、今後、要綱等で内部規定で決めていこうということの私に御返事があったと思うんですが、その要綱等であってもですね、要綱等が告示行為に係る要綱等であれば、私自身は構わないと思うんですが。ただ、事務取扱要綱的な、庵治町のプレジャーボートは二分の一にするんだというようなことでの取扱いでは、そういうことでは、やはり、これはもう、いつ庵治町の住民の権利が守られるかどうかということは、定かでないような気はいたします。そら、要綱であっても、ちゃんと告示行為をしていただける要綱であれば、私自身は、それならそれで結構かと思うんですが、そうでなければ、やはり、庵治町住民にお約束しておったことが変わった形で表れてきておるといふふうには、私は考えるわけでございます。

それから、もう一つ申しますけれども、プレジャーボートの件の関係者から、私の方にちょっと、経緯書をいただいておりますが、何かそういうようなガイドブックに載っていないがですね、高松市の許可、いろいろ御協議に行ったわけであろうかと思うんですが、どうも、甚だ、ちょっと庵治町住民が納得しかねるような応対、返事で、十分に説得できたかどうか、私は分からないと思います。やはり、新しいこういったようなガイドブック



に載せている以上は、これは公の物です。これ、この下にですね、ただし、庵治町地域に住所を有する者は半額になりますということで、公然とこれ書いております。それが、庵治町住民が行ったときに、いや、市の条例はこうだと、公有財産についての規定が公平の感を失うからだめだとか。そういうことじゃなくて、やはり、もっとですね、十分に、広報等は15日おきに出ておるんですから、その旨、何らかの方法をするなり、関係者を漁業組合を通じて集めて何かの説明会をするなり、一つの、やはり、手順を踏まえないと住民サイドも、こういうものしか住民には残っておりません。

そうした中で、一所懸命で担当課が説明をしたように経緯には書いておるんですが、一応、そういったようなことで、大事な合併協議会で約束しておいたことをですね、やはり、新艇に新しいものに換えたら、当然、前の既得権は生かされるとか、そういったようなことは、当然、そういう難しい事案については、それぞれ御理解をいただくなり、一応、最低でも、私は説明会はあるべきだと思っております。

私、この、ちょっと、相手の方が書いておる中で、「年度替わりの係船許可更新の際に送られてきた書面でも、一切、触れられておりません。」と、こう書いておるんですが、一応、そういうような年度替わりで更新の手続をする場合にですね、それにすら、その庵治町の新艇をした場合には、新しく艇をやり直した場合には、その基準が変わった場合には、それは、従前の既得権は認めませんよということを、やはり、きちんと明記して、やはり、十分に住民にそういったような情報を公開すべきではないだろうか。この点については、甚だ、私もこれ、元、役場におった人間の関係上、やはり、そういうやりとりを皆さん方とやるのは、あまり好きではありませんが、やはり、もう少し住民の気持ちに立ってですね、今後とも、いろいろな問題を解決なりしていただきたい。いろいろ合併協議でたくさんの項目の、皆さん方、高松市との協議事項でお約束ができておりますが、いや、これはちょっと法律にちょっとあやしいんだとか、これはちょっとおかしいんじゃないかと、それを勝手にぼっぼ、ぼっぼと変えられるという恐れは十分にあります。ましてや、この条例すら執行できなかった、約束をできなかったということについて、要綱であれば、なおさら新しい、先ほど増田市長さんは退職されると申しましたが、新しい市長さんがなられるわけですから、そういった市長さんに事務の申送りはすると言いながら、果たして、それが通用するのかどうか。要綱あたりで、庵治町はプレジャーボートは半額にしとんです。高松の庵治町以外は、全員、まるたもらいよんです言うて。ほんなら、それを市長さんが果たしてOKを出すかどうか。やはり、住民の権利なりを担

保できるのは、やはり、条例であり、法制、法律の中で救済しておけば、我々協議した者にとっても、安心しておけるのではないだろうかと考えております。

これ、私ばかりが長いことしゃべってもしょうがございませんので、この件については、一応、慎重に今後取り扱っていただきたいということを、御要望しておきます。それと、一部改正において、何らかの救済方法が、庵治町住民に対して担保できる方策があるのであれば、もう少し検討をしておいていただきたい。当分の間といいながら、国においては、もう何十年も、当分の間の文言で通用してやっておる場合もございますので、そういったようなことで、お願いをしたらと思います。

無理なお願いですけど、反論がございましたら、また別の機会で、時間が長くなりますので、簡単に反論があるのであれば、よろしく申し上げます。

○白井河港課長 一言だけちょっと。今、条例の中でうたえなかつたことにつきまして、それは、我々も一所懸命、何とかならんかということで、やったんですが、どうしてもいかんということで。ただ、既得権の、今、おっしゃった許可をもらっている方につきましては、先ほども申しましたけども、既得権を認めて半額ということでは運用しております。ただ、先ほども申しましたように、いつまでも、そういう状況がこう続くんでは、先ほども申しましたけども、公平性の関係もありますから、船とか人が換われば、それは消滅するということは、御理解願いたいと思います。

それと、それにつきまして、そういうことで自然淘汰的にそれが解消されていくということで、私達も合併協議の趣旨を踏まえて、そういう減免措置ということで、決裁も執り、処理しております。そのことを、ちょっと御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上北会長） 続きまして、もう一点、道路関係で御質問をさせていただきます。

建設計画には記載はされておられませんですけども、その他の要望として提案した場合の取扱い方についてですね、先ほども、その他の御要望ございませんか言うたら、各委員からいろいろな御意見も出ておりましたが、現在、庵治町でこういった事例がございます。

これも、その他の要望事項になってまいります。現在、市道に認定し、用地は無償提供するというような市道がございます。そういったものが、建設計画には載ってございません。そういったものを、手掛けられる時期、あるいは、そういったものの事案の取扱いについてですね、建設計画に載っておるものは、一応、10年後でなければ、10年以内に建設計画は執行されるわけですが、それから後に、新たな事案は処理されていくのか、

あるいは、そういったような用地を無償提供しますということの一札を取った上で、市道に、昔の町道に認定したような道路がございます。

そういった箇所住民から要望が出た場合に、こういう事案についての今後の取扱いですね、そういったものが、本当に、その他の事項として、利害関係者に対しては、いつごろ、こういうものは完成できるんだと。時期は約束できませんが、市の財政も厳しい状況ですので、なかなかそういったもので、庵治町の端にまでは手は回らないと思いますが、その他の案件として取り上げた場合に、どのような方向性で動かれるのか、御返事できる方がありましたら。これは、もう当然、10年以後になるんだというのであれば、市道で認定しておっても、十年先でなかったら、ここは完成できないんだということであれば、また外の手法も考えなければならぬかと思っておりますけれども、そこらあたりの御答弁いただける方がおられましたら、お願いを申し上げます。

○稲垣土木部次長 道路課，稲垣です。

今の御質問含めまして、道路課の方で、今現在、市道の整備等を行っておりますけれども、整備に当たっての考え方、ちょっと全体的なことを申し上げますと、現在の市道の整備に取り組んでいる中で、一つにはですね、合併以前から、既にですね、取り組んでいる路線がございます。その路線につきましては、早期の完成目途に、本年もですね、予算化して実施に向けて、今、取り組んでおります。それから、二つ目にはですね、未着手でですね、計画されておる路線につきましてもですね、市民が安全、安心に日常生活上、営む上で必要な道路ということで、我々、認識しております。その中で、事業のその有効性などを考慮する中でですね、整備効果の高い、それで、地元関係者と合意形成が得られる路線につきましてはですね、いろんな事業手法があろうかと思っております。補助制度等ですね、また、合併特例債も適用してですね、取り組んでまいりたいというには考えております。

今、お尋ねの建設計画に登載されていない路線ということですが、先の議題の中にですね、2路線ほどございました。建設計画に登載されていない、市道才田谷線ですか、それと、もう一個の庵治中央線ですか。これにつきましても、建設計画に載っていないんだけど、市民生活上ですね、緊急に必要と認められる路線につきましては、地先所有者等の協力が得られる中でですね、庵治町民の方が、緊急車両、救急車とか消防車ですね、通れないような所についてはですね、緊急に整備したい。これも、先ほど、会長がおっしゃったように予算の関係もでございます。財政のこともございます。それは、計画的に、順次、進めてまいりたいと思っております。

それと、最後になりますけども、建設計画に登載されていないものについては、10年後ということではなくて、やはり、地域のその事情とか、バランスに配慮しながらですね、必要なものについては、現場等を確認した上で、庵治地区住民の方がですね、建設計画に載っておるよりもですね、緊急にこれは必要やと、明らかに認められるものについてはですね、そら積極的に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（上北会長） よく分かりました。

一応、そうすればですね、先ほど、私が御説明した事案については、要するに、道路状況とか、その地域の人が要望しておるぐらいではですね、やはり、早急に実現は、私自身はですよ、不可能というような考え方をするわけですが、そうした場合に、仮に、今現在、市道に認定しておるものを市道を廃止というような手続なんかは、市の方へ御要望すれば、すぐに市道の廃止とかいうのは、できるわけですか。

○稲垣土木部次長 ちょっと、御質問の中身が、ちょっと理解できないんですけども、現場等を見た上でですね、それは、お答えさせていただきたいなというふうには思っております。

○議長（上北会長） どうもありがとうございました。

他に御質問ございませんか。

特に無いようでございますので、会議次第4、「その他」は終了いたします。

以上で、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。当局には、平成19年度予算におきまして、本日の会議の内容を含め、予算措置、配分の面におきまして、特段の御配慮をお願いしたいと思います。また、今後におきましても、建設計画の適切な執行をよろしくお願いを申し上げます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

#### 会議次第5 閉会

○事務局（島野係長） これをもちまして、平成18年度第2回高松市庵治地区地域審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

午前 11時25分 閉会

會議錄署名委員

委員

委員